

- 所有者不明土地を含む公共用地の取得に関する市町村の支援と「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地法」）」の円滑な施行を図ることを目的として設立された「**関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会**」の令和4年度通常総会を5月17日に開催。
- 4月27日に成立した所有者不明土地法の改正を契機に、所有者不明土地対策のみならず、地方公共団体における土地の利活用の推進等の土地に係る施策を支援するため、「**関東地区土地政策推進連携協議会**」に改組する規約変更他が承認。
- 通常総会后、第二部講演会として連続実務セミナー「所有者不明土地法の改正等について」を実施（ライブイベント同時配信）。

開催概要

- 日 時：令和4年5月17日（火） 14:00～16:00
（第1部：通常総会、第2部：連続実務セミナー）
- 開催場所：14F災害対策本部室、Web会議及びライブイベント併用
※会員、協力会員は会場・Web会議で参加。
※特別会員（市区町村）はライブイベントによる視聴。
- 出席者：第1部：23機関（新規加入2機関を含む）
第2部：本省も参加（不動産・建設経済局次長他）
- 議題：規約等の変更、令和4年度事業計画、他



【通常総会】



【連続実務セミナー】

規約の変更内容

- 連携協議会を改組し、活動内容、体制を拡充。
 - ・「**関東地区土地政策推進連携協議会**」に名称変更。
 - ・所有者不明土地対策と用地業務の支援に加え、地方公共団体における土地の利活用の推進や地籍調査等の土地に係る施策に対する支援を拡充。
 - ・土地の利活用推進のため、（公社）埼玉県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会東京都支部が協力会員として加入。
 - ・関東地区の全ての市区町村が特別会員として加入。

令和4年度事業計画

- 講習会（所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー）：年5回
 - ・所有者不明土地法の改正内容、民法・不動産登記法の改正内容、他
- 都県講習会：1都8県、各都県1回
- 個別事案相談会：1都8県、各都県1回
 - ・用地部と各地方方法務局が連携して対応
- 次年度協議会活動等に関する市区町村アンケート【新規】

令和４年度

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会通常総会 次第

日 時：令和４年５月１７日（火）１４：００～１６：００

場 所：さいたま新都心合同庁舎２号館 １４階 災害対策本部室（Web 開催併用）

第１部

１．開 会

２．挨 拶

・関東地方整備局長あいさつ

３．議 題

（１）規約の変更等について（資料１）

（２）令和３年度事業報告について（資料２）

（３）令和４年度事業計画（案）について（資料３）

（４）その他

４．閉 会

第２部

講演会（所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー）

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正等について」

・挨拶：不動産・建設経済局次長

・講師：不動産・建設経済局土地政策審議官部門土地政策課、地籍整備課

これまでの協議会活動

- ・所有者不明土地法制定に伴い、2019年に、全国10地区で地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体が連携して協議会を設立。
- ・講演会(※1)や講習会(※2)を実施し、法制度や有識者による所有者不明土地問題に関する取組等を紹介。

R3関東実績

- ※1 ①民法・不動産登記法の改正、②令和3年不動産市況・地価調査の状況、③契約行為について、④墓地に関する知識及び現状と問題点の解説、計4回開催
※2 管内1都8県の会場において実習を交えた講習会(「用地補償額の積算及び点検について」)及び個別事案相談会(不明土地案件、用地補償案件)を開催

権利関係の複雑化、自然災害の激甚化、用地関係業務を支える官民関係者の減少等

所有者不明土地法の改正(令和4年4月27日成立)

①活用する事業の拡充、②管理不全の改善、③推進体制の強化等

＜協議会活動の活性化の必要性＞

土地政策推進連携協議会に名称変更

○連携協議会における活動内容の拡充(現場に役に立つ情報の提供等を図る)

- ・所有者不明土地法の見直しや運用等に関する最新の情報提供等【継続】
- ・地方公共団体による所有者不明土地対策計画(仮称)の策定や、推進法人の指定制度の運用等への支援【新規】
- ・空き地活用の事例紹介など、所有者不明土地に限らず、広く低未利用土地の利活用の推進などを図るための情報提供(地籍調査を含む)等【拡充】
- ・用地業務の促進につながるスキル、環境整備に関する情報提供等【継続】

○体制の充実

- ・土地の利活用を図るため、関係士業団体に都県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会地方本部を追加【新規】
- ・特別会員として市区町村が自動加入となる【新規】
- ・連携協議会において相談窓口を設置【継続】
- ・相談会の開催等による参加者の関係の構築【拡充】 等

目指す成果

- ①国等と市町村のネットワーク化の推進 ②低未利用土地をはじめとした土地の利活用プロジェクトの増加
③用地業務の課題の解決事例の増加 ④参加関係者の知見共有などによる予算等の解決ツールの増加 等

関東地区土地政策推進連携協議会

会 員

関東地方整備局
(事務局 用地部)

協議会のマネジメント等

東京法務局

登記制度に関する情報の提供

都・県・政令市

管内市町村との連絡調整

設 立 目 的

- 所有者不明土地法の円滑な施行
- 用地業務、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行

主な活動内容

- ・会員等による相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置
- ・相談会や専門家等による講習会・講演会の開催
- ・所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援
- ・所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援(土地収用法の特例、地域福利増進事業、所有者探索の円滑化、財産管理制度、長期相続未了土地、所有者不明土地の管理の適正化のための措置、市区町村の所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度等)
- ・用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援

情報共有
意見交換

協力会員

関東弁護士会連合会

関東ブロック司法書士会協議会

埼玉県行政書士会

埼玉土地家屋調査士会

関東甲信不動産鑑定士協会

(公社)
東京都不動産鑑定士協会

(一社)
日本補償コンサルタント協会
関東支部

(公社)
埼玉県宅地建物取引業協会

(公社)
全日本不動産協会東京都本部

支援・連携

支援ニーズ

特別会員

市区町村等

講習会等
による支援

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

【令和元年6月1日施行】

(1) 道路等の公共事業の手續の
合理化・円滑化 → **所有権**を取得

(2) 地域住民等のための新たな事業の創設
→ **使用権**を設定

反対する所有者がおらず、建築物(※1)がなく現に利用されていない所有者不明土地の場合

※1 簡易な構造で補償額の算定が容易なものを除く

土地収用法の特例

国、都道府県知事が事業認定
(認定の円滑化(マニュアル作成))



収用委員会に代わり都道府県知事が**裁定**
(**審理手続を省略**、権利取得裁決・明渡裁決
を一本化)

地域福利増進事業(※2)の創設

※2 対象事業は法律で限定列挙

都道府県知事が事業(※3)の公益性等を確認

市町村長の意見聴取 →

※3 事業主体は限定されず

一定期間の公告



都道府県知事が**使用権(上限10年間)**を設定

(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に
原状回復。異議がない場合は10年を超えて延長可能)

事業のイメージ



(出典) 杉並区
ポケットパーク(公園)



(出典) 農研機構
直売所(購買施設)

2. 所有者の探索を合理化する仕組み

【平成30年11月15日施行】

原則として、登記簿、住民票、戸籍など、客観性の高い公的書類を調査することとする

- ・**固定資産課税台帳**、地籍調査票、インフラ事業者等の保有情報など**有益な所有者情報を行政機関等が利用可能に**
- ・近隣住民や地元精通者等にも行っていた聞き取り**調査の範囲を合理化・明確化**(親族等に限定)

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

【平成30年11月15日施行】

所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設

1. 利用の円滑化の促進

① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

- ・ 現行の広場や公民館等に加え、**備蓄倉庫等の災害関連施設**や**再生可能エネルギー発電設備**の整備に関する事業を追加



備蓄倉庫

② 地域福利増進事業の事業期間の延長 等

- ・ 購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、**土地の使用権の上限期間**を現行の10年から**20年に延長**
- ・ **事業計画書等の縦覧期間**を6月から**2月に短縮**

③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大

- ・ **損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地**であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用



建築物のイメージ

2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

① 勧告・命令・代執行制度

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における**災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度**を創設

② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている**管理不全土地管理命令の請求権**を**市町村長に付与**

③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化

- ・ 上記の勧告等の準備のため、**土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供**を可能とする措置を導入

3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連

- ・ 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地**対策計画の作成**や所有者不明土地**対策協議会の設置**が可能

② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度

- ・ 市町村長は、**特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定**
- ・ 推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能

③ 国土交通省職員の派遣の要請

- ・ 市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、**国土交通省職員の派遣**の要請が可能

(参考3)地方公共団体等に対する補助制度の創設【R4当初予算】

令和4年度予算額：71百万円（新規）

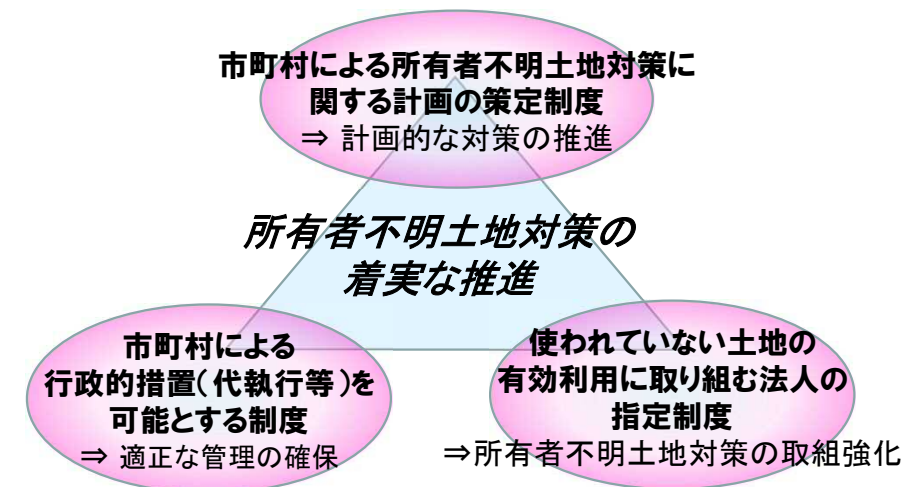
背景・目的

- 所有者不明土地は、土地のニーズの低下と所有意識の希薄化が進む中、今後も更なる増加が見込まれ、公共事業の実施や民間の土地取引に大きな支障を及ぼすことから、その対策は喫緊の課題となっている。
- こうした中、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」において、所有者不明土地対策の推進体制の強化を図る制度や管理の適正化を図る制度を創設することなどを検討しているところ。
- 新たな仕組みを活用して所有者不明土地対策に取り組む地方公共団体等のための補助制度を創設し、取組の着実な推進を支援する。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

所有者不明土地等対策について、基本方針※等に基づき、関係機関の体制整備も含めた所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図るための仕組みの充実等を行う。 ※「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）

新たな仕組みの内容(案)



有効利用されていない土地



コンクリート擁壁が手入れされていない土地

補助制度概要

○補助対象事業者：地方公共団体、推進法人(※) 等

(※)市町村により指定された、
使われていない土地の有効利用に取り組む法人

○補助対象経費：

「所有者不明土地対策計画」(仮称)に基づく以下の取組に関する経費

- ・土地に関する実態把握調査
- ・土地の所有者の探索や、土地の利活用のための手法等の検討
- ・管理不全状態の解消
(草木の伐採や残置物件の除去等)

<補助率>

○地方公共団体が実施主体の場合：国1/2、地方公共団体1/2

○推進法人等が実施主体の場合：

国1/3、地方公共団体1/3、推進法人等1/3

※地方公共団体負担分について特別交付税を措置

令和4年度予算額：42百万円の内数
令和3年度予算額：37百万円

背景

- 所有者不明土地対策については、市町村の人的資源等にも限界があるところ、地域において所有者不明土地対策や低未利用土地の利活用に取り組む法人の活躍が期待されているところ。
- こうした法人を「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」(仮称)として市町村長が指定する制度の創設など、所有者不明土地対策の推進体制の強化を検討しているところ。

実施内容

地域において所有者不明土地対策や低未利用土地の利活用に取り組む「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」(仮称)を発掘・育成するため、以下の要素を含む取組を先導的に行う特定非営利活動法人等の活動費の一部を支援し、知見を収集して取りまとめを実施

- ① 対策が必要な土地の所有者探索や、低未利用土地の所有者と利用希望者のマッチング・コーディネート
- ② 宅建業者や弁護士・司法書士・土地家屋調査士等の専門家との恒常的な相談窓口の設置など、連携体制の構築
- ③ 管理代行等の収益事業や、地方公共団体における記名基金の募集など、継続的な活動に必要な資金調達方法の確立

取組例

取組:「特定非営利活動法人つるおかランドバンク」(山形県)の取組

- ・狭あい道路の拡幅をコーディネート



取組:「特定非営利活動法人かみのやまランドバンク」(山形県)の取組

- ・低未利用土地に芝生を貼り、広場として整備



土地の境界等を明確にする地籍調査の実施は、災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のためにも重要であり、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月閣議決定)に基づき、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入等を推進し、地籍調査の円滑化・迅速化を図る。

令和2年国土調査法等の改正

- 地籍調査の迅速化を図るため、新たな調査手続・調査手法を導入。
・リモートセンシングデータを活用した調査手法の導入により、現地での測量作業を効率化。

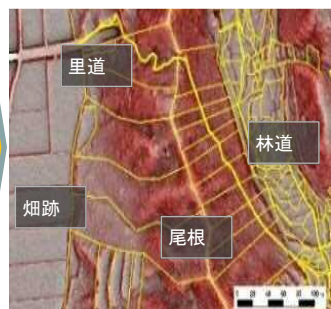
【活用実績(令和2年度)】 11市町(うち1市で調査完了)

- ・土地所有者は、現地立会によらず、資料の郵送や集会所での確認が可能に。

【活用実績(令和2年度)】 資料の郵送による確認:236市町村、集会所等での確認:19市町村



航空レーザ測量の実施



筆界案等の資料の作成

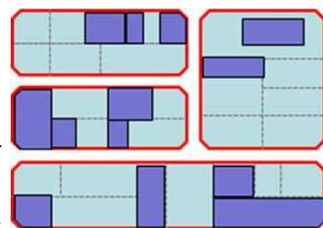


筆界案等を集会所等で確認

- ・防災やまちづくりの観点から、道路等と民地との境界(官民境界)を先行的に調査(「街区境界調査」の創設)

【活用実績】
令和2年度:6市
令和3年度:28市町(予定)

調査する官民の境界



官民境界の先行調査(イメージ)

第7次国土調査事業十箇年計画

- 計画事業量 □ 十箇年間で **15,000km²**
- 進捗率目標 □ 優先実施地域での進捗率
現在:79% → **10年後:87%** (約9割)
- 調査対象地域全体での進捗率
現在:52% → **10年後:57%** (約6割)
- ・新たな調査手続の活用、効率的な調査手法の活用の促進
- ・重点施策5分野と連携した地籍調査を戦略的に推進



【地籍調査予算】

令和3年度補正
50億円

(参考)令和2年度補正(3次)
38億円

令和4年度当初(予算案)
105.5億円

(参考)令和3年度当初
107億円

地籍調査の更なる円滑化・迅速化を図り、進捗を加速化

関東地区土地政策推進連携協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、関東地区土地政策推進連携協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、関係する機関等が連携することにより、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動) ※号順を変更

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有及び支援
- 三 地方公共団体の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 四 前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成員)

第4条 本会の構成員は、別表1及び別表2のとおりとする。

(会長)

第5条 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり会務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が会務を代行する。

(幹事)

第6条 幹事は、会長が指名するものとし、任期は2年とする。

- 2 幹事は、第8条第4項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、年 1 回開催する。
- 3 臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。
- 4 会長が必要と認めるときは、別表 1 に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 総会は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。
- 6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

(幹事会)

第 8 条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。
- 3 幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項
- 5 幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。
- 6 分科会等の運営については、別に定める。

(事務局)

第 9 条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は、本会運営の事務を行う。

(その他)

第 10 条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成 31 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

改正後の規約は、令和 4 年 5 月 17 日から施行する。

別表 1

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（会員・協力会員）

○会 員	国土交通省関東地方整備局 法務省東京法務局 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市
○協力会員	関東弁護士会連合会 関東ブロック司法書士会協議会 埼玉県行政書士会 埼玉土地家屋調査士会 関東甲信不動産鑑定士協会連合会 公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

別表 2

関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（特別会員）

○特別会員	茨城県内の市町村 栃木県内の市町村 群馬県内の市町村 埼玉県内の市町村（さいたま市を除く。）
-------	---

千葉県内の市町村（千葉市を除く。）

東京都内の市区町村

神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）

山梨県内の市町村

長野県内の市町村

関東地区土地政策推進連携協議会規約（案） 新旧対照表

（下線の部分は変更部分）

変更後	変更前
関東地区<u>土地政策推進連携協議会</u>規約 （名称） 第1条 <u>本協議会</u>は、関東地区<u>土地政策推進連携協議会</u>（以下「<u>本会</u>」という。）と称する。 （目的） 第2条 本会は、<u>関係する機関等が連携することにより、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）、地籍調査等の土地に係る施策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</u> （活動） 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有<u>及び支援</u> 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有<u>及び支援</u> 三 地方公共団体の用地業務、<u>地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援</u> 四 <u>前各号に関する相談体制（ネットワーク）の構築</u> 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと （構成員） 第4条 本会の構成員は、別表1 <u>及び別表2</u>のとおりとする。 （会長） 第5条 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。	関東地区<u>所有者不明土地等に関する連携協議会</u>規約 （名 称） 第1条 <u>この協議会</u>は、関東地区<u>所有者不明土地等に関する連携協議会</u>（以下「<u>本会</u>」という。）と称する。 （目 的） 第2条 本会は、<u>所有者不明土地を含む公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）について、関係する機関等が連携することにより、用地業務の円滑な遂行に寄与するとともに、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。</u> （活 動） 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 地方公共団体の用地業務の円滑な遂行のための支援 二 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有 三 所有者不明土地法の施行に関する情報共有 四 <u>その他前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと</u> （構成員） 第4条 本会の構成員は、別表1のとおりとする。 （会 長） 第5条 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故等があり<u>会務</u>を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が<u>会務</u>を代行する。 (幹事) 第6条 幹事は、会長が指名するものとし、任期は2年とする。 2 幹事は、第8条第4項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。 (総会) 第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、<u>別表1に掲げる</u>構成員をもって構成する。 2 通常総会は、年1回開催する。 3 臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。 4 会長が必要と認めるときは、<u>別表1に掲げる</u>構成員以外の者に出席を求めることができる。 <u>5 総会は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。</u> <u>6 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。</u> (幹事会) 第8条 総会の下に幹事会を置く。 2 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。 3 幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項 二 総会に提出する事案に関する事項 三 総会が幹事会に委任した事項 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項 5 幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。 6 分科会等の運営については、別に定める。	3 会長に事故等があり<u>職務</u>を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が<u>職務</u>を代行する。 (幹 事) 第6条 幹事は、会長が指名するものとし、任期は2年とする。 2 幹事は、第8条第4項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。 (総 会) 第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。 2 通常総会は、年1回開催する。 3 臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求める事ができる。 <u>5 本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。</u> (幹事会) 第8条 総会の下に幹事会を置く。 2 幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。 3 幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項 二 総会に提出する事案に関する事項 三 総会が幹事会に委任した事項 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項 5 幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。 6 分科会等の運営については、別に定める。
---	---

(事務局) 第9条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。 2 事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。 3 事務局は、本会運営の事務を行う。 (その他) 第10条 <u>本規約</u>に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 <u>本規約は、平成31年2月5日から施行する。</u> 附 則 <u>改正後の規約は、令和4年5月17日から施行する。</u> 別表1 関東地区<u>土地政策推進連携協議会</u>構成員名簿 (会員・協力会員) ○会 員 国土交通省関東地方整備局 法務省東京法務局 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 さいたま市	(事務局) 第9条 本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。 2 事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。 3 事務局は、本会運営の事務を行う。 (その他) 第10条 <u>この規約</u>に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 <u>この規約は、平成31年2月5日から施行する。</u> 別表1 関東地区<u>所有者不明土地等に関する連携協議会</u>構成員名簿 ○会 員 国土交通省関東地方整備局 法務省東京法務局 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 さいたま市
---	---

○協力会員 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 関東弁護士会連合会 関東ブロック司法書士会協議会 埼玉県行政書士会 埼玉土地家屋調査士会 関東甲信不動産鑑定士協会連合会 公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部 <u>公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会</u> <u>公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部</u>	○協力会員 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 関東弁護士会連合会 関東ブロック司法書士会協議会 埼玉県行政書士会 埼玉土地家屋調査士会 関東甲信不動産鑑定士協会連合会 公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部
別表2 <u>関東地区土地政策推進連携協議会構成員名簿（特別会員）</u> ○特別会員 <u>茨城県内の市町村</u> <u>栃木県内の市町村</u> <u>群馬県内の市町村</u> <u>埼玉県内の市町村（さいたま市を除く。）</u> <u>千葉県内の市町村（千葉市を除く。）</u> <u>東京都内の市区町村</u> <u>神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）</u> <u>山梨県内の市町村</u> <u>長野県内の市町村</u>	

関東地区土地政策推進連携協議会運営要領

(趣旨)

第1条 関東地区土地政策推進連携協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(総会の公開)

第2条 総会は、原則公開とし、議事の要旨は、総会開催後速やかにホームページに掲載するなどの方法により公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。

(会長代理)

第3条 規約第5条第3項に規定する会長が指名する会務代行者は、国土交通省関東地方整備局用地部長とする。

(幹事)

第4条 規約第6条第1項に規定する会長が指名する幹事は、別表のとおりとする。

(会議)

第5条 総会及び幹事会（以下「総会等」という。）における議事は、その構成員の総意をもって決する。

2 総会等の審議事項において、総会等に出席できない者で意見等がある場合は、総会等の開催日の7日前までに書面をもって、事務局あてに意見書（任意様式）を提出するものとする。

3 規約別表2に掲げる特別会員は、会長の定める方法により総会を傍聴することができる。

4 幹事会の会議は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。

5 規約第8条第4項各号に規定する幹事会審議事項については、幹事会開催前に幹事以外の県・政令市に照会し、意見聴取を行うものとする。

附 則

本要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和4年5月17日から施行する。

別 表

関東地区土地政策推進連携協議会幹事会構成員名簿

○会 員

常任幹事	国土交通省関東地方整備局（用地部・建政部）				
	法務省東京法務局				
	東京都				
代表幹事	各 県	北関東ブロック		南関東ブロック	
		1	茨城県	1	千葉県
		2	栃木県	2	神奈川県
		3	群馬県	3	山梨県
		4	埼玉県	4	長野県
	各政令市	1	さいたま市		
		2	千葉市		
		3	横浜市		
		4	川崎市		
		5	相模原市		

※代表幹事については、任期2年とし名簿順の輪番制とする。

○協力会員

幹 事	関東弁護士会連合会
	関東ブロック司法書士会協議会
	埼玉県行政書士会
	埼玉土地家屋調査士会
	関東甲信不動産鑑定士協会連合会
	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部
	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

関東地区土地政策推進連携協議会運営要領（案） 新旧対照表

（下線の部分は変更部分）

変更後	変更前
関東地区<u>土地政策推進連携協議会</u>運営要領 （趣旨） 第1条 関東地区土地政策推進連携協議会規約（以下「規約」という。）第10条の<u>規定</u>に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。 （総会の公開） 第2条 総会は、原則公開とし、議事の要旨は、総会開催後速やかにホームページに掲載するなどの方法により公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができるものとする。 2 前項<u>ただし書</u>の場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。 （会長代理） 第3条 規約第5条第3項に規定する会長が指名する<u>会務</u>代行者は、国土交通省関東地方整備局用地部長とする。 （幹事） 第4条 規約第6条第1項に規定する会長が指名する幹事は、別表のとおりとする。 （会議） 第5条 総会及び幹事会（以下「総会等」という。）における議事は、<u>その</u>構成員の総意をもって決する。 2 総会等の審議事項において、総会等に出席できない者で意見等がある場合は、総会等の開催日の7日前までに書面をもって、事務局あてに意見書（任意様式）を提出するものとする。	関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会運営要領 （趣 旨） 第1条 関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会規約（以下「規約」という。）第10条に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。 （総会の公開） 第2条 総会は、原則公開とし、議事の要旨は、総会開催後速やかにホームページに掲載するなどの方法により公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができるものとする。 2 前項<u>ただし書き</u>の場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。 （会長代理） 第3条 規約第5条第3項に規定する会長が指名する<u>職務</u>代行者は、国土交通省関東地方整備局用地部長とする。 （幹 事） 第4条 規約第6条第1項に規定する会長が指名する幹事は、別表のとおりとする。 （会 議） 第5条 <u>総会等</u>における議事は、構成員の総意をもって決する。 2 総会等の審議事項において、総会等に出席できない者で意見等がある場合は、総会等の開催日の7日前までに書面をもって、事務局あてに意見書（任意様式）を提出するものとする。

3 規約別表2に掲げる特別会員は、会長の定める方法により総会を傍聴することができる。

4 幹事会の会議は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、書面により開催することができる。

5 規約第8条第4項各号に規定する幹事会審議事項については、幹事会開催前に幹事以外の県・政令市に照会し、意見聴取を行うものとする。

附 則

本要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和4年5月17日から施行する。

別 表

関東地区土地政策推進連携協議会幹事会構成員名簿

○会 員

常任幹事	国土交通省関東地方整備局（用地部・建政部）					
	法務省東京法務局					
	東京都					
代表幹事	各 県	北関東ブロック		南関東ブロック		
		1	茨城県	1	千葉県	
		2	栃木県	2	神奈川県	
		3	群馬県	3	山梨県	
		4	埼玉県	4	長野県	
	各政令市	1	さいたま市			
		2	千葉市			
		3	横浜市			
		4	川崎市			
		5	相模原市			

※代表幹事については、任期2年とし名簿順の輪番制とする。

3 幹事会の会議は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、文書や持ち回りでの意見聴取も可とする。

4 規約第8条第4項各号に規定する幹事会審議事項については、幹事会開催前に幹事以外の県・政令市に照会し、意見聴取を行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月15日から施行する。

別 表

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会幹事会構成員名簿

○会 員

常任幹事	国土交通省関東地方整備局				
	法務省東京法務局				
	東京都				
代表幹事	各 県	北関東ブロック		南関東ブロック	
		1	茨城県	1	千葉県
		2	栃木県	2	神奈川県
		3	群馬県	3	山梨県
		4	埼玉県	4	長野県
	各政令市	1	さいたま市		
		2	千葉市		
		3	横浜市		
		4	川崎市		
		5	相模原市		

※代表幹事については、任期2年とし名簿順の輪番制とする。

○協力会員

幹 事	関東弁護士会連合会
	関東ブロック司法書士会協議会
	埼玉県行政書士会
	埼玉土地家屋調査士会
	関東甲信不動産鑑定士協会連合会
	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部
	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部

○協力会員

幹 事	関東弁護士会連合会
	関東ブロック司法書士会協議会
	埼玉県行政書士会
	埼玉土地家屋調査士会
	関東甲信不動産鑑定士協会連合会
	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会関東支部

**【参考】連携協議会における特別会員（政令市を除く市区町村）
について**

【従前】

- ・市区町村（政令市を除く。以下同じ。）は、連携協議会の会員等として属するものではなく、会員が協力会員と情報共有や意見交換をしつつ市区町村のニーズを汲み取って支援を行ってきた。
- ・事務局より都県を経由し講演会や講習会の開催案内その他の連絡を行ってきた。
- ・市区町村が、連携協議会の運営状況を直接把握し、意見を言う仕組みは設けられていなかった。

【規約等変更後】

- ・関東地方整備局管内の全市区町村が新設の「特別会員」として自動加入となる。
- ・総会の視聴が可能となり、連携協議会の運営状況を把握できるようになる。
- ・今総会后に事務局から市区町村窓口の登録を依頼し、全市区町村の窓口を明確化することで、課題を共有する市区町村間のやりとりが可能となり、連携協議会との結びつきも強くなる（市区町村間・市区町村とのネットワークの強化）。
- ・毎年度、市区町村へアンケートを実施する。これにより連携協議会の活動内容（講演会・講習会等）への要望や運営一般に対する意見を反映できるようになる。

※今後においても講演会等や事務連絡などの定型的なお知らせは、それぞれの都県を通じての連絡となります。

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会
令和 3 年度事業報告

1. 通常総会

日 時 令和 3 年 5 月 1 1 日（火）
開催方法 Web 会議（Microsoft Teams）
議 題 （1）令和 2 年度事業報告について
（2）令和 3 年度事業計画（案）について
（3）その他

2. 第 1 回幹事会

日 時 令和 3 年 4 月 2 6 日（月）
開催方法 Web 会議（Microsoft Teams）
議 題 （1）令和 2 年度事業報告について
（2）令和 3 年度事業計画（案）について
（3）その他

3. 第 2 回幹事会

日 時 令和 4 年 3 月 1 1 日（金）
開催方法 Web 会議（Microsoft Teams）
議 題 （1）令和 3 年度事業報告（案）について
（2）令和 4 年度事業計画（案）について
（3）所有者不明土地法改正に伴う連携協議会活動の拡充について
（4）その他

4. 所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー

- （1）①「民法及び不動産登記法の改正について」
②「無戸籍者問題について」
③「法定相続情報証明制度について」

開 催 日 令和 3 年 9 月 1 5 日（水）

実施方法 Web 会議（Microsoft Teams）

動画共有サービスサイト（YouTube）への掲載

公開期間 令和 3 年 1 1 月 8 日（月）～令和 4 年 3 月 3 1 日（木）

講 師 ①東京法務局民事行政部不動産登記部門 吉川信幸統括登記官
②東京法務局民事行政部戸籍課 井澤文吾第四係長
③東京法務局民事行政部不動産登記部門 吉川信幸統括登記官

(2) ①「最近の不動産市況と東京都における令和3年地価調査の状況について」

②「関東甲信地区における令和3年地価調査の状況について」

開催日 令和3年10月18日(月)

実施方法 Microsoft Teams ライブイベント

動画共有サービスサイト(YouTube)への掲載

公開期間 令和3年12月9日(木)～令和4年3月31日(木)

講師 ①浜田 哲司 氏 ((公社)東京都不動産鑑定士協会 理事・地価調査委員長)

②三田 和巳 氏 ((公社)埼玉県不動産鑑定士協会 地価公示・地価調査代表幹事)

(3)「契約行為について～近時の法改正等も踏まえつつ～」

開催日 令和3年12月2日(木)

実施方法 Microsoft Teams ライブイベント

動画共有サービスサイト(YouTube)への掲載

公開期間 令和4年1月19日(水)～令和4年9月30日(金)

講師 野村 裕 氏 (のぞみ総合法律事務所 弁護士 日弁連自治体等連携センター副センター長)

(4)「墓地に関する基礎的な知識及び墓地の現状と問題点の解説等について」

開催日 令和4年1月21日(金)

実施方法 Microsoft Teams ライブイベント

動画共有サービスサイト(YouTube)への掲載

公開期間 令和4年2月9日(水)～令和4年9月30日(金)

講師 横田 睦 氏 ((公社)全日本墓園協会 理事・主管研究員)

5. 都県講習会

【山梨県開催】

テーマ 「用地補償額の積算及び点検について～工作物編～」

実施日 令和3年10月7日(木) ※山梨県用対との共同開催

開催場所 山梨県自治会館 1階 講堂

講師 (一社)日本補償コンサルタント協会 関東支部

中田 雅章 氏 (東洋測量設計株式会社 常務取締役)

【神奈川県開催】

テーマ 「用地補償額の積算及び点検について～建物編～」

実施日 令和3年10月22日(金)

開催場所 神奈川県横浜西合同庁舎 6階 会議室6A・6B

講師 (一社)日本補償コンサルタント協会 関東支部

鈴木 繁 氏 (株式会社東光測建 代表取締役)

【長野県開催】

テ ー マ 「用地補償額の積算及び点検について～建物編～」

実 施 日 令和3年11月15日（月）

開催場所 松本合同庁舎 5階 502会議室

講 師 （一社）日本補償コンサルタント協会 関東支部

町田 匡志 氏（株式会社フジ技研 測量補償部長）

村田 義彦 氏（株式会社協同測量社 補償部部長）

【群馬県開催】

テ ー マ 「用地補償額の積算及び点検について～建物編～」

実 施 日 令和3年11月26日（金）

開催場所 群馬県庁 2階 ビジターセンター

講 師 （一社）日本補償コンサルタント協会 関東支部

主代 真彦 氏（協和補償コンサルタント株式会社 補償部部長）

【千葉県開催】

テ ー マ 「用地補償額の積算及び点検について～建物編～」

実 施 日 令和3年12月3日（金）※千葉県用対との共同開催

開催場所 千葉県教育会館 新館5階 501会議室

講 師 （一社）日本補償コンサルタント協会 関東支部

木部 高志 氏（高木測量株式会社 補償調査部部長）

【茨城県開催】

テ ー マ 「用地補償額の積算及び点検について～建物編～」

実 施 日 令和3年12月10日（金）

開催場所 茨城県庁 9階 講堂

講 師 （一社）日本補償コンサルタント協会 関東支部

大内 和典 氏（株式会社大和設計 代表取締役）

【埼玉県開催】

テ ー マ 「用地補償額の積算及び点検について～非木造建物編～」

実 施 日 令和3年12月13日（月）

開催場所 埼玉県庁 第三庁舎 4階 講堂

講 師 （一社）日本補償コンサルタント協会 関東支部

中嶋 豊 氏（株式会社礎積算 代表取締役）

【栃木県開催】

テ ー マ 「用地補償額の積算及び点検について～その他通損編～」

実 施 日 令和 3 年 1 2 月 1 4 日（火）

開催場所 栃木県庁 本館 6 階 大会議室 1

講 師 （一社）日本補償コンサルタント協会 関東支部

袖山 幸夫 氏（協和測量設計株式会社 業務部補償課長）

【東京都開催】

テ ー マ 「用地補償額の積算及び点検について～建物編～」

実 施 日 令和 3 年 1 2 月 2 1 日（火）

開催場所 Web 会議（Zoom ミーティング）

※東京都庁 第二本庁舎 6 階中央 6 A 会議室からライブ配信

講 師 （一社）日本補償コンサルタント協会 関東支部

山田 信明 氏（株式会社 COC 代表取締役）

※ 「用地補償額の積算及び点検について（建物編、非木造建物編、工作物編、その他通損編）」
全 4 編を動画共有サービスサイト（YouTube）へ掲載（令和 5 年 3 月 3 1 日（金）まで）

6. 個別事案相談会

実施時期 令和 3 年 1 0 月～1 2 月

各都県講習会と同日開催（午前中）

実施内容 別添資料のとおり

7. 職員派遣

実 施 日 令和 3 年 1 1 月 2 日（火） 9:30～15:30

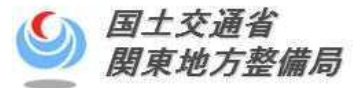
開催場所 墨田区役所 都市計画部 防災まちづくり課

派遣職員 関東地方整備局用地部用地企画課 都築課長補佐 外 2 名

実施内容 別添資料のとおり

令和3年度 個別事案相談会・都県講習会 実施報告 (関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会主催)

資料2 別添



1. 開催状況

令和3年度 関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会 各個別事案相談会・各都県講習会 開催日程

	山梨会場	神奈川会場	長野会場	群馬会場	千葉会場	茨城会場	埼玉会場	栃木会場	東京会場
1. 開催日	10月7日(木)	10月22日(金)	11月15日(月)	11月26日(金)	12月3日(金)	12月10日(金)	12月13日(月)	12月14日(火)	12月21日(火)
2-1. 個別事案相談会開催場所	山梨県自治会館内研修室	神奈川県横浜西合同庁舎内会議室	長野県松本合同庁舎内会議室	群馬県庁内会議室	千葉県庁内会議室	茨城県庁内講堂	埼玉県庁内講堂	栃木県庁内会議室	東京都庁内会議室
2-2. 都県講習会開催場所	山梨県自治会館内講堂	神奈川県横浜西合同庁舎内会議室	長野県松本合同庁舎内会議室	群馬県庁内ビジターセンター	千葉県教育会館内会議室	茨城県庁内講堂	埼玉県庁内講堂	栃木県庁内会議室	オンライン開催(ZOOM)
3. 相談件名	全部事項証明書における所有者の所在不明について	相続に伴う登記手続きが数代にわたりされていない土地について	相続人の所在、生存、親族不明の所有権の移転登記について	相続に伴う登記手続きが数代にわたりされていない土地について	調節池事業地内の所有者不明土地について				表題登記が行われていない土地について
	相続に伴う登記手続きが数代にわたりされていない土地について	表題部所有者不明の土地について	相続人への移転登記について	墓地の集団移転について	表題部所有者不明土地に存する建物(未登記)の補償対象者について	表題部に氏名のみが記載されている土地の買収について	境内地の用地取得について	相続人多数の共有地における用地交渉の進め方について	相続に伴う登記手続きがなされておらず、相続関係が複雑化しているほか、登記簿上2筆が合わせて記載されており両者の筆界が不明である土地について
	解散した耕地整理組合名義の土地の処分方法について	残地補償の可否について	相続財産管理人選任後の境界立会いの実施時期について	休眠会社名義の土地の用地買収について	共同墓地の取得方法について				登記簿が存在しない土地について
	住民票が職権消除されている法定相続人の探索方法について	数代にわたる相続登記の未了土地に関して	表題部に氏名のみが記載されている個人墓地の買収について	建物所有者が行方不明であり、かつ建物所有者も公的書面で確認できない場合の権利者調査について	明治時代に登記された111名共有地の用地買収方法について	持分取得した共有地(境界確認不可能)の分割について	土地の評価における近隣不動産広告の取扱いについて	表題部のみ登記された土地の買収方法	用地補償実務全般についての相談

2. 個別事案相談会の様子



【神奈川会場】



【埼玉会場】

3. 都県講習会の様子



【栃木会場】



【長野会場】

国土交通省職員派遣制度実施報告

◎国土交通省職員派遣制度とは

所有者不明土地法に基づく国土交通省職員派遣制度は、土地所有者等の探索に関する具体的な方法、進め方など、専門的な知識を習得する必要がある場合に自治体が活用できる制度であり、平成30年11月の法施行以降、本制度による職員派遣は関東地方整備局で初となります（全国では2例目）。

1. 派遣概要

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第57条の規定に基づき、東京都墨田区長からの要請を受け、令和3年11月2日(火)に用地部用地企画課の職員が派遣されました。

2. 派遣要請理由

墨田区にて実施する事業用地内に所有者不明土地(※)が存し、法務局ほか諸々の関係機関に相談するも解決の糸口が見えない状況。

(※)法人格などの実態のない神社名義で登記されている昭和20年代の大蔵省払下げ地

当該地には稲荷講及び町会会館が存し、真の所有者は当町会と推定される（権利証も保有）

3. 具体的な助言等の内容 ※関係機関との打合せに同席

●真の所有者と思われる町会名義への更正登記は可能か管轄法務局に相談（11/2）

→所有権確認訴訟の判決書によるか、財務省からの更正登記の囑託があれば可能

●職権による更正登記は可能か財務省（関東財務局）に相談（12/9）

→当時の書類は廃棄済みであり、対応不可

●本件のような事例においての解決方法について東京法務局に相談（1/11）

→清算人選任申立てによる解決が考えられるとの助言を受ける

4. 相談の様子



墨田区役所にて



現地説明の様子

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会 令和 4 年度事業計画（案）

〔1〕総 会

- 1 日 時 : 令和 4 年 5 月 1 7 日（火） 1 4 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0
- 2 場 所 : さいたま新都心合同庁舎 2 号館（Web 会議、ライブ配信併用）
- 3 予定議題 : ①規約の変更等について
②令和 3 年度事業報告について
③令和 4 年度事業計画（案）について
④その他

〔2〕幹事会

項目 回	時 期	実施方法 又は場所	議 題
第 1 回	令和 4 年 4 月 2 7 日	Web 会議 (Microsoft Teams)	① 規約の変更等について ② 令和 3 年度事業報告について ③ 令和 4 年度事業計画（案）について ④ その他
第 2 回	令和 5 年 3 月中旬 (予定)	さいたま新都心合同庁舎 2 号館 ※新型コロナウイルス感染拡大 状況によっては Web 会議	① 令和 4 年度事業報告（案）について ② 令和 5 年度事業計画（案）について ③ その他

〔3〕講演会（所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー）

（1）テーマ（案）

- ・改正所有者不明土地法の改正内容について
- ・改正所有者不明土地法の活用手法について
- ・改正民法・不動産登記法の施行について
- ・空き地・空き家対策の現状について
- ・地域福利増進事業について

（2）会 場：さいたま新都心合同庁舎 1 号館 講堂（予定）

（ライブ配信、オンデマンド配信（YouTube）併用）

（3）日 程：4 ～ 5 回／年

〔4〕 都県講習会

（1） テーマ（案）

- ・ 表示登記の実務
- ・ 用地交渉のポイント

（2） 会 場：各都県にて確保可能な会議室等
（オンデマンド配信（YouTube）併用）

（3） 日 程：令和 4 年 9 月～令和 4 年 1 2 月予定【各都県 1 回開催（予定）】

〔5〕 個別事案相談会

（1） 実施（案）

所有者不明土地等が事業上の支障となっている案件等の個別相談について、
連携協議会事務局と各地方方法務局職員が連携し、相談対応

（2） 会 場：各都県にて確保可能な会議室等（都県講習会と同日開催を想定）

（3） 日 程：令和 4 年 9 月～令和 4 年 1 2 月予定【各都県 1 回開催（予定）】

〔6〕 アンケートの実施

（次年度の協議会活動（講演会、講習会等）等に関する要望等調査）

- ・ 市区町村へのアンケートの配布（4 1 5 自治体） 1 月

※アンケート項目、様式等については、会員及び協力会員に事前に照会。

- ・ アンケート結果の集計・分析、支援メニュー案等検討（事務局） 2 月

※第 2 回幹事会（令和 5 年 3 月中旬予定）において、集計・分析結果及び結果を
踏まえた次年度事業計画案等を事務局から提示。

令和 4 年度 関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会年間スケジュール（案）

年度等		関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会の年間スケジュール案		
R 3 年度	4 月	4/26 PM	幹事会 (WEB会議)	R 3 年度事業計画（案）等の審議及び決定
	5 月	5/11 AM	総会 (WEB会議)	R 3 年度事業計画（案）等の審議及び決定
	6 月			
	7 月			
	8 月			
	9 月	9/15		・連続実務セミナー（第 1 回） ※ライブ配信+オンデマンド配信（YouTube）
	10 月	10/18		・連続実務セミナー（第 2 回） ※ライブ配信+オンデマンド配信（YouTube）
	11 月			
	12 月	12/2		・連続実務セミナー（第 3 回） ※ライブ配信+オンデマンド配信（YouTube）
	1 月	1/21		・連続実務セミナー（第 4 回） ※ライブ配信+オンデマンド配信（YouTube）
	2 月			
	3 月	中旬	幹事会 (WEB会議)	R 3 年度事業実施結果報告、R 4 年度事業計画（案）の検討 所有者不明土地法改正に伴う協議会活動の拡充・規約等改正の検討
R 4 年度	4 月	4/27 AM	幹事会 (WEB会議)	規約の変更、R 4 年度事業計画（案）等の審議及び決定
	5 月	5/17 PM	総会 (WEB会議併用)	規約の変更、R 4 年度事業計画（案）等の審議及び決定 ・連続実務セミナー（第 1 回） ※会場開催+ライブ配信+オンデマンド配信（YouTube）
	6 月			
	7 月	下旬		・連続実務セミナー（第 2 回） ※会場開催+ライブ配信+オンデマンド配信（YouTube）
	8 月			
	9 月			・連続実務セミナー（第 3 回） ※会場開催+ライブ配信+オンデマンド配信（YouTube）
	10 月			・連続実務セミナー（第 4 回） ※会場開催+ライブ配信+オンデマンド配信（YouTube）
	11 月			
	12 月	上旬		・連続実務セミナー（第 5 回） ※会場開催+ライブ配信+オンデマンド配信（YouTube）
	1 月			アンケートの実施
	2 月			
	3 月	中旬	幹事会	R 4 年度事業実施結果報告 R 5 年度事業計画（案）の検討

(9 会場)
個別相談会
開催都県講習会
開催(9 会場)
個別相談会
開催予定都県講習会
開催予定

令和4年度 所有者不明土地法等に関する連続実務セミナーについて(案)

回	開催(予定)日	テーマ案	内容詳細、理由等	講師
第1回	R4.5.17	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正等について	R4.4月改正の所有者不明土地法の改正内容等について解説	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課等
第2回	R4.7	改正所有者不明土地法の活用手法について	所有者不明土地法の改正経緯等を踏まえた、今後の展望、自治体が活用する際のポイント	外部講師
第3回 又は 第4回	R4.9 又は R4.10	空き地・空き家対策の現状について	空き地・空き家対策の現状や活用事例の紹介	埼玉県行政書士会
		地域福利増進事業について	地域福利増進事業の活用事例の紹介 地域福利増進事業における土地評価手法の解説	外部講師(不動産鑑定士等)
第5回	R4.12	改正民法・不動産登記法の施行について	R5.4.1から施行される民法・不動産登記法の施行前の最新情報の紹介	東京法務局

連続実務セミナー予備(案)

(案)		公共用地取得の税務について 外	公共用地取得の税務のほか、所有者不明土地問題に関連する税金についての解説	外部講師(税理士)
(案)		官民境界公物管理(PartⅡ)	官民境界の管理と紛争の実例紹介 境界の種類・公物の境界・不適切な官民境界管理の例	外部講師(弁護士)
(案)		土地収用制度の概要	土地収用とは、収用手続の流れ、事業認定の認定要件などの解説	関東地方整備局
(案)		不当要求対応	暴力団の現状、不当要求の実態、対応例の紹介	外部講師(弁護士等)

都県講習会

各都県	9月 ～ 12月	個別事案相談会	各都県に関東地整職員が出向き、各地方法務局職員と連携して所有者不明土地等に関する相談会を実施	関東地方整備局 各地方法務局
		表示登記の実務(分筆・地積更正等)	嘱託登記実務において必要となる分筆登記、地積更正登記、地図訂正などの要点、注意点を説明 所有者不明土地問題に対する土地家屋調査士の取組内容 等	土地家屋調査士会
		用地交渉のポイント	用地交渉における心構え、地権者への説明ポイントや注意点等を国交省職員の経験をふまえて説明	関東地方整備局